

県内市町村の平成 22 年度決算に基づく 健全化判断比率等(確報値)の公表

平成 23 年 11 月
岐阜県総合企画部市町村課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成 19 年度決算から、全ての地方公共団体が健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標)及び資金不足比率を算定することが義務づけられました。

今般、県内市町村の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の確報値をとりまとめましたので、お知らせします。

1 一般的な事項 (団体ごとの一覧は別紙のとおり)

すべての比率において、早期健全化基準・経営健全化基準以上の団体はない。

※ 比率が早期健全化基準・経営健全化基準以上になると自主的な財政健全化を、財政再生基準以上になると国の関与による確実な再生を図ることとなります。

2 各比率の状況

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

→ 全市町村、実質赤字なし

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

→ 全市町村、連結実質赤字なし

③実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの (早期健全化基準:25% 財政再生基準:35%)

→ 全市町村、早期健全化基準未満

ただし、山県市、郡上市は 18%以上となり、起債許可団体となった。

なお、山県市は今回新規、郡上市は平成 19 年度から引き続き許可団体である。

山口市 (18.5%)

合併特例事業債の償還額が大きく、下水道会計で発行した地方債の償還に充てるための一般会計からの繰出金も増加している。公債費負担適正化計画では、平成 28 年度決算において 18%を下回る見込み。

郡上市 (21.1%)

下水道会計で発行した地方債の償還に充てるための一般会計からの繰出金が大きく、次いで合併特例事業債の償還額が大きい。公債費負担適正化計画では、平成 26 年度決算において 18%を下回る見込み。

※ 地方債制度上、18%以上になると地方債の発行に県の許可が必要となります。
県では18%以上である山口市と郡上市について、公債費負担適正化計画に沿って計画的な地方債発行を促すなど、公債費負担の適正な管理を行うよう助言していきます。

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
(市町村の早期健全化基準:350%)

→ **全市町村、早期健全化基準未滿**

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

→ **県内市町村及び一部事務組合の全公営企業、資金不足なし**

平成22年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)

平成23年11月
岐阜県総合企画部市町村課
単位:パーセント

市町村名	実質赤字率	連結実質赤字率	実質公債費比率	将来負担比率	
				前年度	増減
岐阜市	-	-	6.3	7.3	▲ 1.0
大垣市	-	-	5.4	7.1	▲ 1.7
高山市	-	-	10.7	12.0	▲ 1.3
多治見市	-	-	2.8	3.9	▲ 1.1
関市	-	-	12.1	11.7	0.4
中津川市	-	-	15.2	15.8	▲ 0.6
美濃市	-	-	13.9	14.9	▲ 1.0
瑞浪市	-	-	7.1	7.8	▲ 0.7
羽島市	-	-	14.5	15.6	▲ 1.1
恵那市	-	-	12.5	13.2	▲ 0.7
美濃加茂市	-	-	12.7	12.8	▲ 0.1
土岐市	-	-	10.2	12.0	▲ 1.8
各務原市	-	-	2.4	2.6	▲ 0.2
可児市	-	-	6.4	7.4	▲ 1.0
山県市	-	-	18.5	17.4	1.1
瑞穂市	-	-	4.2	4.1	0.1
飛騨市	-	-	15.1	15.3	▲ 0.2
本巣市	-	-	7.0	8.8	▲ 1.8
郡上市	-	-	21.1	21.7	▲ 0.6
下呂市	-	-	12.5	13.2	▲ 0.7
海津市	-	-	11.8	12.9	▲ 1.1
岐南町	-	-	10.3	11.4	▲ 1.1
笠松町	-	-	7.7	8.0	▲ 0.3
養老町	-	-	7.8	7.4	0.4
垂井町	-	-	13.3	13.1	0.2
関ヶ原町	-	-	14.2	15.0	▲ 0.8
神戸町	-	-	9.4	8.8	0.6
輪之内町	-	-	8.0	8.3	▲ 0.3
安八町	-	-	13.9	13.3	0.6
揖斐川町	-	-	10.3	12.1	▲ 1.8
大野町	-	-	3.9	5.8	▲ 1.9
池田町	-	-	12.8	13.0	▲ 0.2
北方町	-	-	12.8	14.1	▲ 1.3
坂祝町	-	-	11.6	11.9	▲ 0.3
富加町	-	-	13.0	13.3	▲ 0.3
川辺町	-	-	11.3	11.8	▲ 0.5
七宗町	-	-	13.4	13.1	0.3
八百津町	-	-	12.1	12.7	▲ 0.6
白川町	-	-	12.3	13.1	▲ 0.8
東白川村	-	-	15.1	16.7	▲ 1.6
御嵩町	-	-	13.4	13.1	0.3
白川村	-	-	13.4	17.9	▲ 4.5
県内市町村加重平均			9.5	10.3	▲ 0.8

※1 本書は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第3項の規定による県知事への報告を取りまとめたものです。

※2 実質赤字及び連結実質赤字がない場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「-」と記載しています。

※3 将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担額より基金などの充当可能財源が多い場合)、「-」と記載しています。

平成22年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成23年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
岐阜市	○		市民病院事業会計	—
岐阜市	○		中央卸売市場事業会計	—
岐阜市	○		水道事業会計	—
岐阜市	○		下水道事業会計	—
岐阜市		○	廃棄物発電事業特別会計	—
岐阜市		○	食肉地方卸売市場事業特別会計	—
岐阜市		○	観光事業特別会計	—
岐阜市		○	ものづくり産業集積地整備事業特別会計	—
大垣市		○	簡易水道事業会計	—
大垣市		○	公設地方卸売市場事業会計	—
大垣市		○	公共下水道事業会計	—
大垣市		○	特定環境保全公共下水道事業会計	—
大垣市		○	農業集落排水事業会計	—
大垣市	○		病院事業会計	—
大垣市	○		水道事業会計	—
高山市	○		水道事業会計	—
高山市		○	下水道事業特別会計	—
高山市		○	地方卸売市場事業特別会計	—
高山市		○	簡易水道事業特別会計	—
高山市		○	農業集落排水事業特別会計	—
高山市		○	観光施設事業特別会計	—
高山市		○	スキー場事業特別会計	—
多治見市	○		水道事業会計	—
多治見市	○		病院事業会計	—
多治見市		○	廃棄物発電事業特別会計	—
多治見市		○	下水道事業特別会計	—
多治見市		○	農業集落排水事業特別会計	—
関市		○	関市下水道特別会計	—
関市		○	関市食肉センター事業特別会計	—
関市		○	関市農業集落排水事業特別会計	—
関市		○	関市公設地方卸売市場事業特別会計	—
関市		○	関市簡易水道事業特別会計	—
関市	○		関市上水道事業会計	—
中津川市	○		水道事業会計	—
中津川市	○		病院事業会計	—
中津川市		○	下水道事業会計	—
中津川市		○	農業集落排水事業会計	—
中津川市		○	特定環境保全公共下水道事業会計	—
中津川市		○	個別排水処理事業会計	—
中津川市		○	簡易水道事業会計	—
美濃市		○	簡易水道特別会計	—
美濃市		○	農業集落排水事業特別会計	—
美濃市		○	下水道特別会計	—
美濃市	○		病院事業会計	—
美濃市	○		上水道事業会計	—
瑞浪市		○	瑞浪市農業集落排水事業特別会計	—
瑞浪市		○	瑞浪中央土地区画整理事業特別会計	—
瑞浪市		○	瑞浪市下水道事業特別会計	—
瑞浪市	○		瑞浪市水道事業会計	—

平成22年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成23年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
羽島市	○		上水道事業特別会計	—
羽島市	○		病院事業特別会計	—
羽島市		○	簡易水道事業特別会計	—
羽島市		○	下水道事業特別会計	—
恵那市	○		水道事業会計	—
恵那市	○		病院事業会計	—
恵那市	○		介護老人保健施設事業会計	—
恵那市	○		国民健康保険診療所事業会計	—
恵那市		○	簡易水道事業特別会計	—
恵那市		○	農業集落排水事業特別会計	—
恵那市		○	公共下水道事業特別会計	—
美濃加茂市		○	下水道事業会計	—
美濃加茂市	○		水道事業会計	—
土岐市	○		水道事業会計	—
土岐市	○		病院事業会計	—
土岐市		○	下水道事業特別会計	—
土岐市		○	農業集落排水事業特別会計	—
各務原市	○		水道事業会計	—
各務原市		○	下水道事業特別会計	—
可児市	○		水道事業会計	—
可児市		○	簡易水道事業特別会計	—
可児市		○	公共下水道事業特別会計	—
可児市		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
可児市		○	農業集落排水事業特別会計	—
山県市	○		水道事業会計	—
山県市		○	簡易水道事業特別会計	—
山県市		○	農業集落排水事業特別会計	—
山県市		○	公共下水道事業特別会計	—
瑞穂市	○		水道事業会計	—
瑞穂市		○	下水道事業特別会計	—
瑞穂市		○	農業集落排水事業特別会計	—
飛騨市	○		水道事業会計	—
飛騨市	○		国民健康保険病院事業会計	—
飛騨市		○	簡易水道事業特別会計	—
飛騨市		○	公共下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	農村下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	個別排水処理施設事業特別会計	—
飛騨市		○	下水道汚泥処理事業特別会計	—
本巣市	○		水道事業会計	—
本巣市		○	簡易水道特別会計	—
本巣市		○	農業集落排水事業特別会計	—
本巣市		○	公共下水道特別会計	—
郡上市	○		水道事業会計	—
郡上市	○		病院事業等会計	—
郡上市		○	簡易水道事業特別会計	—
郡上市		○	下水道事業特別会計	—
郡上市		○	ケーブルテレビ事業特別会計	—
郡上市		○	宅地開発特別会計	—

平成22年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成23年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
下呂市	○		水道事業会計	—
下呂市	○		下呂温泉合掌村事業会計	—
下呂市	○		金山病院事業会計	—
下呂市		○	簡易水道事業特別会計	—
下呂市		○	下水道事業特別会計	—
海津市	○		水道事業会計	—
海津市	○		介護老人福祉施設事業特別会計	—
海津市	○		介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計	—
海津市	○		介護老人保健施設事業特別会計	—
海津市		○	下水道事業特別会計	—
岐南町	○		岐南町水道事業会計	—
岐南町		○	岐南町下水道事業特別会計	—
笠松町	○		水道事業会計	—
笠松町		○	下水道事業特別会計	—
養老町	○		上水道事業会計	—
養老町		○	簡易水道特別会計	—
養老町		○	食肉事業センター特別会計	—
養老町		○	公共下水道事業特別会計	—
養老町		○	農業集落排水事業特別会計	—
垂井町	○		水道事業会計	—
垂井町		○	簡易水道特別会計	—
垂井町		○	公共下水道事業特別会計	—
垂井町		○	農業集落排水事業特別会計	—
関ヶ原町	○		水道事業会計	—
関ヶ原町	○		病院事業会計	—
関ヶ原町		○	玉農業集落排水事業特別会計	—
関ヶ原町		○	今須農業集落排水事業特別会計	—
関ヶ原町		○	公共下水道事業特別会計	—
神戸町	○		神戸町水道事業会計	—
神戸町		○	神戸町公共下水道事業特別会計	—
輪之内町	○		輪之内町水道事業会計	—
輪之内町		○	輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
安八町	○		水道事業会計	—
安八町		○	公共下水道事業特別会計	—
揖斐川町	○		上水道事業会計	—
揖斐川町		○	大和簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	脛永簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	市場簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	谷汲簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	北部簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	農業集落排水事業特別会計	—
揖斐川町		○	公共下水道事業特別会計	—
揖斐川町		○	個別排水事業特別会計	—
大野町	○		上水道事業会計	—
池田町		○	北部簡易水道事業特別会計	—
池田町		○	南部簡易水道事業特別会計	—
池田町		○	農業集落排水事業特別会計	—
池田町		○	公共下水道事業特別会計	—
池田町		○	温泉施設特別会計	—
池田町	○		水道事業会計	—

平成22年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成23年11月

岐阜県総合企画部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
北方町	○		上水道事業会計	—
北方町		○	下水道事業特別会計	—
坂祝町	○		坂祝町上水道事業会計	—
坂祝町		○	坂祝町公共下水道事業特別会計	—
坂祝町		○	坂祝町農業集落排水事業特別会計	—
富加町	○		水道事業会計	—
富加町		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
富加町		○	農業集落排水事業特別会計	—
川辺町	○		水道事業会計	—
川辺町		○	下水道事業特別会計	—
川辺町		○	農業集落排水事業特別会計	—
七宗町		○	簡易水道事業特別会計	—
七宗町		○	下水道事業特別会計	—
八百津町	○		水道事業会計	—
八百津町		○	簡易水道事業特別会計	—
八百津町		○	公共下水道事業特別会計	—
八百津町		○	農業集落排水事業特別会計	—
白川町		○	簡易水道特別会計	—
東白川村		○	簡易水道特別会計	—
東白川村		○	下水道特別会計	—
御嵩町	○		水道事業会計	—
御嵩町		○	下水道特別会計	—
白川村		○	簡易水道特別会計	—
白川村		○	公共下水道特別会計	—
白川村		○	白弓スキ一場特別会計	—
白川村		○	温泉開発特別会計	—
瑞穂市・神戸町水道組合		○	瑞穂市・神戸町水道組合会計	—
可茂公設地方卸売市場組合		○	市場事業一般会計	—
西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	○		介護老人保健施設西美濃さくら苑事業会計	—
飛騨農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
東濃農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
中濃地域農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
公営企業会計合計	62	118		

- ※1 資金不足比率の算定においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づき、一部事務組合等も算定の対象となります。
- ※2 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定を全部又は一部を適用する企業に係る特別会計をいいます。
- ※3 法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外に係る特別会計をいいます。
- ※4 特別会計の名称は、地方公共団体が設置する公営企業会計の名称です。
- ※5 公営企業の資金の不足額の算定において算定結果が0以下となる場合は、資金不足比率欄を「—」と記載しています。